

平成24年第2回臨時会

企画産業常任委員会  
会 議 録

期日：平成24年4月26日（木）

場所：大仙市役所互助会館第1会議室



# 大仙市議会企画産業常任委員会会議録

---

日 時

平成24年4月26日（木曜日） 午前10時54分 ～ 午前11時37分

---

会 場

大仙市役所 互助会館第1会議室

---

出席議員（7人）

|          |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| 3番 後藤 健  | 5番 藤井 春雄  | 7番 茂木 隆   |
| 8番 小山 緑郎 | 13番 金谷 道男 | 18番 佐藤 芳雄 |
| 27番 武田 隆 |           |           |

---

欠席議員（0人）

なし

---

説明のため出席した者

|                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| 企画部長 小松 辰巳             | 企画部次長兼総合政策課長 小松 英昭       |
| 企画部総合政策課参事 福田 浩        | 企画部情報システム課長 相馬 幸則        |
| 企画部情報システム課参事 嵯峨 耕咲     | 企画部情報システム課参事 加賀 勘悦       |
| 企画部男女共同参画・交流推進課長 播摩 幸子 | 企画部男女共同参画・交流推進課参事 佐々木 繁隆 |
| 企画部重点政策推進室長 小松 正忠      |                          |
| 農林商工部長 高橋 豊幸           | 農林商工部次長兼農林振興課長 木村 喜代美    |
| 農林商工部農林振興課参事 田中 盛耕     | 農林商工部農林振興課参事 藤井 一博       |
| 農林商工部農林振興課参事 今野 功成     | 農林商工部商工観光課長 五十嵐 秀美       |
| 農林商工部商工観光課参事 今 善雄      | 農林商工部企業対策課長 小野 地洋        |

---

議会事務局職員出席者

主 査 佐藤 和人

---

第 1 報告第 2 号 専決処分報告について（平成 23 年度大仙市一般会計補正予算（第 15 号））

第 2 議案第 116 号 平成 24 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 号）

---

午前 10 時 54 分 開 会

○委員長（茂木隆） おはようございます。

本会議の休憩中にお集まり頂きましてありがとうございます。

一昨日は、当委員会の所管事務調査に当局職員の方々からご協力いただきましてありがとうございます。大変意義のある所管事務調査だったというふうに思っております。

それでは只今から、企画産業常任委員会を開会いたします。

---

○委員長（茂木隆） なお、今回は新年度に入って初めての委員会であります。

4 月の人事異動により職員の皆さんに入れ替わりがありましたので、各部長さんから、出席職員の紹介を兼ねまして、ごあいさつをお願いしたいと思います。

始めに、小松企画部長、お願いします。

○企画部長（小松辰巳） 一昨日の所管事務調査、大変ご苦労様でした。平成 24 年度スタートいたしまして 1 カ月が経とうとしております。当企画部といたしましては、病院改築を柱といたします市街地再開発事業を始め、本年度計画しております各種事務事業につきまして、着実に実施してまいりたいと存じますので、企画産業常任委員会委員の皆様にはよろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。

（ 企画部職員紹介 ）

○委員長（茂木隆） 次に、高橋農林商工部長、お願いします。

○農林商工部長（高橋豊幸） 先日の事務調査ではご指導賜りましてありがとうございます。本日の審議案件には専決処分報告と、それから去る 4 日未明の風の被害にかかります復旧費など補正予算を提出しておりますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

（ 農林商工部職員紹介 ）

○委員長（茂木隆） ありがとうございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

それではさっそくですが、当委員会に付託されました事件につきまして、お手元に配付の日程表にしたがって審査しますので、よろしくお願いいたします。

なお、正確な会議録の作成のため、発言の際はマイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

それでは審査に入ります。

---

○委員長（茂木隆） 始めに、報告第2号「専決処分報告について（平成23年度大仙市一般会計補正予算（第15号））」を議題といたします。

当局の説明を求めます。小松企画部次長兼総合政策課長。

○次長兼総合政策課長（小松英昭） それでは、報告第2号の専決処分報告、平成23年度大仙市一般会計補正予算（第15号）のうち、企画部総合政策課所管の歳入及び歳出予算につきましてご説明申し上げます。

議案書別冊の「資料No.2 大仙市補正予算（3月専決）」の15ページをご覧くださいと存じます。

歳出2款1項49目90事業「ふるさと応援基金積立金」につきましては、11万円の補正でございます。これは、本年第1回定例会におきまして、「ふるさと応援基金」に28件の寄附金と利子合わせて277万4千円を積み立てる補正予算につきましてご承認をいただきましたけれども、その後、2名の方から計11万円のご寄附をいただきましたので、これを同基金に積み立てるため、所要額の補正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、去る3月30日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

これによりまして、平成23年度の本市のふるさと納税制度による寄附金の合計は、36件の410万2千円（通常分2,872千円、病院分1,230千円）となりまして、県内25市町村の比較では、件数では6番目、金額では3番目という状況になってございます。（平成23年度県内市町村合計674件、57,709,750円）

また、歳入につきましても、補正予算書13ページ中段をご覧くださいと存じますが、今回の積立金の財源として、17款1項5目1節、大仙市ふるさと応援寄附金に同額を計上いたしております。

なお、平成23年度末現在の本基金の残高でありますけれども、1,478万4千円となるものでございます。

以上、当課所管の補正予算専決分につきまして、ご説明申し上げますけれども、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（茂木隆） はい、ありがとうございます。

次に、相馬情報システム課長、説明をお願いいたします。

○情報システム課長（相馬幸則） それでは、同じく情報システム課所管の補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

同じく資料No. 2、平成23年度大仙市補正予算書の5ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費補正のうち、2款1項、地域イントラネット基盤施設管理費につきましては、325万5千円の繰越明許費をお願いするものであります。

事業の概要についてであります。国道13号神宮寺バイパス拡幅工事に伴う市のイントラネットケーブルを移設する「神岡地域光伝送路移設工事」につきましては、平成24年2月16日に着手し、3月31日の完成を目指して工事を進めておりました。

しかしながら、今季の豪雪により、国道13号神宮寺バイパスの拡幅工事が遅れたことに伴い、イントラネットケーブルを添架する電柱の移設工事も遅れたことから、結果的に、本移設工事につきましても年度内の竣工が困難となったため、当該工事費につきましては、全額、翌年度へ繰越して実施をするものでありまして、6月30日の竣工を予定しております。なお、移設対象電柱につきましては、電力柱、NTT柱合わせて27本で、イントラネットケーブルの敷設延長は1,185mとなっております。

以上で情報システム課所管の説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（茂木隆） はい、ありがとうございます。

次に、小松重点政策推進室長、お願いいたします。

○重点政策推進室長（小松正忠） それでは、同じく、重点政策推進室所管にかかる予算についてご説明申し上げます。

資料No. 2、大仙市補正予算書19ページとなります。

また、資料No. 2-1の主な事業の説明書は3ページとなります。

8款3項2目11事業「市街地再開発事業費」であります。

補正前予算額6億4,321万9千円から3,025万2千円の減額補正をおこない、補正後予算額を6億1,301万7千円とするものでございます。補正の内容は、平成23年度分として大曲通町市街地再開発組合に対する補助金が、ほぼ確定したことによるもので、当初予算におきましては、基本設計による事業費をもとに補助金額を計上しておりましたが、実施設計をふまえた工事契約の入札や監理業務の契約の結果、請負差

額が生じた事や、権利者との交渉により通常損失補償の額が確定したことによるものです。この減額補正に伴う財源は国県支出金が2,993万7千円の減額、市債が1,970万円の減額、一般財源が1,943万5千円の増額となっております。

続きまして、同じく補正予算書の13ページをお開きください。

20款5項5目28節、通常損失補償金で1,713万2千円の増額補正であります。

歳出の補正でも申し上げましたが、権利者への通常損失補償のお話で、大仙市も権利者となっておりますので、当該区域内に旧J C大曲、また、公設ビルの建物、平成21年に取得した、旧J C大曲の駐車場敷地などがあり、これらの物件の明け渡しに伴って通常受ける損失を補償してもらうものでございます。

主な補償項目は、大曲公設ビルでは、セキュリティシステム140万円、家賃減収563万円、旧J Cビルでは、屋上看板251万円、駐車場では、駐車場管理システム251万円、アスファルト舗装78万円などとなっております。

続きまして、同じく補正予算書5ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正であります。8款3項「市街地再開発事業費」のうち2億9,079万2千円を上限額として繰越明許するものでございます。

平成23年度の補助対象事業としては、施設建築物の実施設計業務、補償費算定業務、北街区の既存建物除却工事などを予定しておりましたが、しかしながら、平成23年度に実施した権利変換計画において、地権者の同意形成を図るための地権者交渉に時間を要したことから、除却工事が年度内での終了が見込めない状況となりました。国・県と協議したところ、国も県も繰越明許を行うこととなったことから、社会資本整備総合交付金関連の市の予算についても繰越明許とするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（茂木隆） はい、ありがとうございました。

次に、五十嵐商工観光課長、お願いいたします。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 同じく、報告第2号専決処分報告について、商工観光課所管の補正内容につきましてご説明申し上げます。

資料No.2、補正予算書（3月専決）18ページをお開き願います。また、資料No.2-1「主な事業説明書」に基づいてご説明申し上げますので、6ページをご覧いただきたいと存じます。

7款1項4目40事業「太田交流の森管理費」718万4千円の補正であります。

内容といたしましては大台スキー場の指定管理について、3. 事業の概要欄中段に管理費の当初見込額1,472万8,500円とありますが、小中学校へのリフト利用無料共通シーズン券補助で、施設管理を行うこととし、指定管理料をゼロとしておりましたが、本年度から大曲ファミリースキー場、協和スキー場、大台スキー場が指定管理者の運営となり、年度途中に利用実績に基づき按分することで取り決め、シーズン終了後按分額を確定したところ、大台スキー場が51.2パーセント分754万5,120円の歳入となりましたが、スキー場管理費及び太田町リゾート株式会社全体に不足額が生じ、会社側で見込んでいた718万3,380円を指定管理料として支払うためのものであります。本シーズンは、早めの降雪により若干なりとも収入増で不足額の解消を期待いたしましたが、歳入及び入り込みは昨シーズンよりも若干上回っているのみとなっております。今後の方向性についてであります。24年度におきましては、23年度の状況スキー場入り込みが若干増えても指定管理料が必要になっている現状やスキー場運営の中に、夏場の太田交流の森管理公園を指定管理料ゼロ円としている状況や、本来スキー場運営と切り離すべきと思われる点などを検証し、その管理費の可否、補助金の按分方法、指定管理料等業務全体を検討してまいりたいと思っております。

以上、ご説明を申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（茂木隆） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしましたので、それでは、これより質疑を行います。質疑のある方は、どうぞお願いします。はい、金谷委員。

○13番（金谷道男） 今のスキー場の管理の話ですけれども、現在市ではスキー場を3つ指定管理して持っているわけですけれども、その形態が全部今までは違ってやってきておりますよね。ここだけが民間というか観光連盟の施設だという取扱いをしてきて、ほかの2つのスキー場については教育委員会の管轄でいわゆる社会体育施設という考えで、特別会計でやってきておりますよね。そこで今みたいな話がたぶん出てきたと思うんですけども今後の考え方として、どちらの方向に持っていくとってるのかということ、ここは観光担当なので当然観光でやっていこうと思っているのか、ほかのところは社会体育施設だということで、意外と経営の仕方も職員の体制といったことも含めて、ちょっと違うので、今後どういった方向に持っていこうと考えているのかという



ことを部長にお願いします。

○農林商工部長（高橋豊幸） ただいまのご質問ですけれども、先ほど五十嵐課長の方からも申しあげましたけれども、今後の方向性について総合的に分析なり検討しなければいけないだろうなということでもあります。太田地域のリゾート全体で考えたときに一体的にやる方がいいのか、あるいは分離した方がいいのかという部分も含めて、このあと関係部署と合わせながら検討してまいりたいなと思っております。

○委員長（茂木隆） はい、金谷委員。

○13番（金谷道男） 私もずっと見てるけど、あそこのスキー場の従業員の人手というのは、これまでやっぱり営業だということで赤字を出さないために、市内の学校に限らず広いところを営業して歩いて、スキー教室をメインにしながらやっていこうということで、かなり頑張ってきている経緯があるんですよ。特別会計でやると割とそういうこと関係なくやってきたども、自分たちの待遇に関してもかなり切り詰められて、赤字だと会社が背負わねえんだよということで、ずっとここ何十年そういう考え方でやってきていたものだから、そこら辺も少し考えていただいて、3つともやっていくにいいばそれが一番いいことだべども、そういう機能も果たしてきたということもひとつ考えてもらって、この後の経営、従業員の人たちとにかくお客さんを一杯呼ばって来てやらねば駄目だということが基本だと思う、どれも全部ですね、ただそのさっきも言ったけれども、夏場の管理もずっとやっていたがねえという、そういうこともあるのでなんとかそこら辺を配慮してやっていっていただければなという気がしますので、よろしくお願いします。

○委員長（茂木隆） はい、ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（茂木隆） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） ご異議なしと認め、本件は承認すべきものと決しました。

---

○委員長（茂木隆） 次に、議案第116号「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。木村農林商工部次長兼農林振興課長。

○次長兼農林振興課長（木村喜代美） 議案第116号、平成24年度大仙市一般会計補正予算（第1号）のうち、農林振興課所管分につきましてご説明申し上げます。

資料No.3の補正予算書と、あわせまして資料No.3-1の事業説明書によりましてご説明をさせていただきます。

歳入等については歳出の中でご説明をさせていただきます。

最初に、補正予算書の14ページ、事業説明書の3ページをご覧願います。

事業説明書3ページの訂正をお願いいたします。

補正前額0千円を392万4千円にご訂正願います。補正後額43万円を43万5千4百円にご訂正をお願いします。

それでは説明をさせていただきます。6款1項2目61事業、利子補給等補助金につきましては、43万円の補正をお願いするものであります。

内容につきましては、本年4月3日～4日にかけての強風により被害を受けた農業者等の再生産・再操業への取り組み支援策といたしまして、県単資金を創設することとなり、融資機関が貸し付けいたします資金利子につきまして、県と市が協調して助成するものであります。融資対象者につきましては、市町村長が被害認定した農業者等でございます。貸し付け利率及び利子補給率でございますが、現在の基準金利が2.65%、利子補給率は県が1.075%、市と融資機関がその半分の0.5375%となりまして、農家への貸付金利は0.5%となるものでございます。融資限度額は、個人が500万円、法人は1,000万円。融資機関につきましては、農協、銀行等を予定してございます。融資期間は、本年5月1日から本年11月30日までを予定してございます。償還期限は、10年ということで1年の据え置きを予定してございます。したがって、平成25年度から平成33年度までの債務負担行為の設定も合わせてをお願いするものでございまして、補正予算書の4ページに戻りますが、第2表にあります債務負担行為の補正ですが、限度額286万7千円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。また、14ページになりますが、利子補給の財源といたしましては、暴風害復旧支援資金利子補給費補助金28万6千円が充当されるものでございます。

次に、同じく補正予算書の14ページ、事業説明書の4ページをご覧ください。

6款1項6目57事業、農業体質強化基盤整備促進事業費につきましては、668万円の補正をお願いするものでございます。内容につきましては、農業者が経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等に取り組む上で、支障となる農地の区画狭小・排水不良、農業用水の不足等を解消するために取り組みます、区画の拡大や暗渠排水整備に対しまして助成金を交付するものでございます。これは国のトンネル補助でございます。土地改良区管轄につきましては、土地改良区を經由して支払いをするわけですが、今回の部分につきましては、土地改良区管轄区域以外の事業実施につきましては、市が国への交付金の申請主体となるものでございます。内容でございますが、区画の拡大につきましては、10a当たり10万円、それから水路整備を伴う区画の拡大につきましては、10a当たり20万円、暗渠排水につきましては、10a当たり15万円ということで、いずれも定額で交付されるものでございます。大曲地域では、2地区で区画拡大、水路整備を伴う区画拡大に合わせまして2.1ha、事業費で、補助金になりますが290万円、それから西仙北地域におきましては、1地区で区画拡大と暗渠排水に合わせて2.2ha、補助金で275万円、中仙地域では、2地区におきまして区画拡大に1.03ha、補助金で103万円、合わせまして668万円となるものでございます。なお、財源といたしまして、農業体質強化基盤整備促進事業費補助金668万円が充当されるものでございます。

次に、補正予算書の18ページ、事業説明書の14ページをご覧ください。

11款2項1目10事業、農地農業用施設災害復旧事業費(単独分)につきましては、44万円の補正をお願いするものでございます。内容につきましては、この度の強風・暴風によりまして、市営笹倉放牧場の格納庫(旧管理棟)の屋根のトタンが飛ばされ、復旧するものでございます。トタンの撤去処理、屋根下地の処理、屋根のふきなおし等の費用といたしまして44万円の補正をお願いするものでございます。なお、財源といたしまして、建物総合損害共済金21万9千円が充当されるものでございます。

次に、11款2項1目62事業、暴風被害復旧支援対策事業費(県補助分)につきまして、8,029万6千円の補正をお願いするものでございます。

事業説明書につきましては、15ページをご覧ください。

内容につきましては、強風により被害を受けた農業生産施設復旧に対しまして支援を行うものでございます。県では、水稻育苗ハウス、園芸用ハウス及び畜産飼養施設等に

暴風雨被害を受けた農業者に対しまして、施設復旧に係る補助制度を創設することとなりまして、市といたしましても協調助成をしていくものでございます。県の補助制度の概要でございますが、対象施設は、水稻育苗ハウス、園芸用ハウス、畜産飼養施設等となっております。補助率は、3分の1以内で、市町村の協調助成というものをうたっております。事業費は、9億円、予算額は3億円を見込んでございます。大仙市といたしましても県と同様に補助率を補助対象事業費の3分の1とするものでございまして、これによりまして農業者の自己負担は3分の1となるものでございます。大仙市のビニールハウスや畜舎の強風被害につきましては、事業説明書の15ページ下段にもございますように市内全域にわたっております。水稻用、園芸用ビニールハウス、畜舎を合わせまして、事業対象になります被害棟数は202棟、同被害面積につきましては、27,568㎡、また、県の事業実施要領に定められました助成対象事業費につきましては、1億2,046万3千円となりまして、県・市合わせた補助金額は、3分の2でございますので、8,029万6千円となるものでございます。

なお、見舞金の関係につきましては、予算科目3款に計上いたしまして、総務民生常任委員会の所管になりますが、農林振興課所管分につきましては、参考までにご報告だけさせていただきますと思います。

補正予算書は12ページ、事業説明書は1ページの中段から下をご覧ください。

3款5項1目80事業、災害救助扶助費の補正額892万円のうち、農林振興課の所管となります農業用生産施設の被害を受けた所有農業者への見舞金につきましては、636万円の補正をお願いするものでございます。内容につきましては、本年4月3日～4日にかけての強風被害によりまして、農業用のビニールハウスのビニールが50%以上の破損により更新したもの、農業用ビニールハウスの倒壊等により再建築が必要なもの、畜舎等の屋根の3分の1以上が剥離したもの、あるいはこれに準じる被害を受けたものを所有している農家に対しまして、農業者を単位といたしまして、特別見舞金を支給するものでございます。見舞金の額でございますが、水稻育苗用ビニールハウスは10,000円、園芸用・花卉用ビニールハウスにつきましては、骨も太いし、ビニールも厚いということで20,000円、それから畜舎も20,000円ということで、対象施設棟の件数は394件とういことになってございます。見舞金の額を試算した結果、水稻育苗用ビニールハウスにつきましては152棟で、152万円、園芸作物、花卉用ビニールハウスは219棟で、438万円、畜舎につきましては23棟で、

46万円、合わせて、636万円を3款の方に計上させていただいております。

以上、平成24年度大仙市一般会計補正予算（第1号）のうち、農林振興課所管分につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（茂木隆） はい、ありがとうございました。

次に、五十嵐商工観光課長、お願いします。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 同じく、議案第116号のうち、商工観光課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

資料No.3補正予算書（4月補正）18ページ、資料No.3-1「主な事業説明書」の14ページに基づいてご説明申し上げます。

11款4項1目10事業「観光施設災害復旧事業費」につきましては、219万3千円の補正であります。これは、4月3日からの強風により観光施設や観光看板が被害を受け、早急に現状復旧に努めるものでございます。内容については、事業説明書の15ページ農林商工部欄2の中段の方にあります観光施設災害復旧事業費をご覧いただきたいと存じます。神岡地域「嶽の湯」の車庫シャッター3枚の修繕54万6千円、同じく神岡地域「道の駅かみおか」の屋根雨どい修繕3万3,075円、西仙北地域ぬくもり温泉「ユメリア」の天窓及びガラス修繕4万215円、同じく西仙北地域西仙北インターチェンジ案内看板修繕32万5,500円、同じく西仙北地域刈和野駅にある大綱の展示場修繕65万円、つぎに、中仙地域道の駅なかせん「こめこめプラザ」看板修繕4万5,150円、つぎに、協和地域協和モーターサイクル場案内看板ですが、被害を受けまして調査してみますと全体が劣化しており、今回撤去する費用35万2,800円、つぎに、南外地域「南外ふるさと館」の屋根修繕4万7,250円、つぎに、仙北地域まがり家みずほの家茅葺き屋根修繕15万2,250円、合わせて219万3千円の補正をお願いするものです。なお、この修繕等に伴うその他財源ですが、事業説明書16ページ下段のその他に、1,426万1千円があります。これは市が加入している建物共済、財団法人全国自治協会建物災害共済が損害てんぽ率5割となっており、その歳入として端数を切り捨てて、75万5千円の歳入が見込まれております。先ほど説明した、外にある看板は保険未加入のため、歳入には対象外となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（茂木隆） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、どうぞお願いします。はい、後藤副委員長。

○副委員長（後藤健） まず、農業生産施設復旧費補助金の方なんですけれども、これはそうすればあくまでも新しく建てたものに対して、補助を出すということだと思えるんですけれども、従前の、例えば新しいハウスもあれば古いハウスもあったと思うんですけれども、そういうのはまったく関係なしということですか。例えばサイズとかも今回補助出るから今までよりもちょっと大きいのにするがとか、そういう場合も関係なく、あくまでも新しくできたものに補助を出すということですか。

○委員長（茂木隆） はい、木村次長。

○次長兼農林振興課長（木村喜代美） 基本的には、おっしゃるとおり新しく建て直しした費用に対して助成がなされるということで、領収書なり、あるいはそういう証拠書類を確認をさせていただいて、その事業費の3分の2を支援させていただくということになると思います。

○委員長（茂木隆） 後藤副委員長、よろしいですか。

○副委員長（後藤健） わかりました。ありがとうございます。

それと、この環境施設災害復旧事業費の方なんですけれども、参考までにちょっと教えて欲しいんですけれども、この修理する業者さんだどがというのは、どうやって決まるものですか。見積もりとかをとって、入札とかっていう話ではないと思うども。

○委員長（茂木隆） はい、五十嵐商工観光課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 今の額につきましては、財務規則に則りまして、例えば50万円以上とか、そういったものでありますので、それはまだ業者は確定していません。ただ小さい見積もりについては、1万円とか2万円であれば、この予算が通りますと実施したいと考えております。

○委員長（茂木隆） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。はい、小山委員。

○8番（小山緑郎） ひとつ確認ですけれども、事業説明書の3-1の1ページで、災害見舞金について、ここの委員会以外の方に住宅と、農業用はこっち、作業場はどこにいくんですか。

○委員長（茂木隆） 木村次長。

○次長兼農林振興課長（木村喜代美） 作業場につきましては、該当がございません。農

業生産施設ということでお見舞いを、農林振興課といたしましては農業の再生産の必要な施設についてはお見舞いを差し上げるという前提にしております。作業場、それから農機具置き場、そういうものについては今回は該当をさせていただいておりません。いわゆる生産施設ということで、物を生産するための、農家の方が生産するために必要なところが壊れたというようなことに対しましてお見舞いを差し上げるということでございます。

○委員長（茂木隆） はい、小山委員。

○8番（小山緑郎） ちょっと管轄外だけど、住宅と言えば人住んでる以外の建物は出ないということ。わかりました。

○委員長（茂木隆） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（茂木隆） 以上で、当委員会に付託となりました事件の審査はすべて終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木隆） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これで企画産業常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時37分 閉 会

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

平成 24 年 月 日

企画産業常任委員会委員長 茂 木 隆